



# NEWS LETTER



NO

59

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: [npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp](mailto:npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp) 2022年4月発行

## 2021年度「消費者月間講演会」(主催 消費者ネットおかやま・岡山県消団連)

### 「成年年齢引き下げで何が変わるの?~若者の消費者被害防止のためにできること~」を開催!

3月26日(土)、2021年度消費者月間講演会を「成年年齢引き下げで何が変わるの?~若者の消費者被害防止のためにできること~」をテーマに、オルガ会場と倉敷医療系協サテライト会場、YouTube ライブのハイブリッド形式で開催し、77人(会場32、オンライン45)が参加しました。

※ 消費者月間講演会は、毎年6月に開催していましたが、コロナ禍で、開催を延期していました。



岡山県消費生活センターより、若者のトラブルを中心に県内の消費生活相談状況報告があり、ひとりで悩まず誰かに相談したり、消費者ホットライン「188」に電話したりするようと呼びかけがありました。消費者ネットおかやまによる、県立岡山南高校との取り組みや動画も紹介されました。

京都産業大学法学部 坂東俊矢先生(弁護士・消費者支援機構関西常任理事)の講演では、成年年齢引き下げで増加が予想される消費者被害防止のため、教育現場の消費者教育や社会全体での体制づくりが必要であること、日頃の人と人とのつながりが大切なお話がありました。また、参加者と対談を行い、大人も消費生活の知識が不足しており分からない時は相談すること、若者を市民社会の一員として迎え入れる社会について考えることが大切、若者の声を汲み上げるためにみんなで知恵を絞りたいとお話があり、参加者の理解につながりました。

#### ■寄せられた声

男子の脱毛剤、女子のプチ整形、賃貸アパートの契約など、具体的な被害を聞いたので子どもに伝えやすいです。被害にあったことをもっと共有できるといいですね。

まずは先輩である私たち大人が消費者被害を知り、これから成人する子どもたちにしっかり伝えていくことが大切だと思います。188も伝えていきたいです。

先生の「大人になることは、ひとりで何でも判断することではない」との言葉は最も心に響きました。まわりに相談してもよいということ、18歳を迎える方々にぜひ知っていただきたいです。



見逃し配信はこちら

[https://youtu.be/-QJGJSIS5\\_M](https://youtu.be/-QJGJSIS5_M)

(6月末まで)





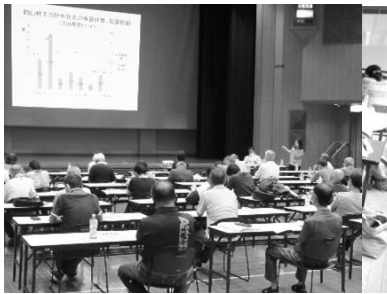
# 高齢者等の「見守り力アップ講座」が終了!



## — 12会場で開催、299人が受講しました —

高齢者への消費者被害は悪質かつ巧妙化し、被害が深刻化しています。消費者被害を防止するためには、地域見守り活動の促進や、見守りネットワークの構築が不可欠です。消費者被害防止に関する意識と知識を持った人材や実践力を備えた人材を養成することを目的に、見守り力アップ講座を開催しました。

2021年度は、コロナ禍により5会場が中止、1会場あたりの参加人数は少人数傾向となって、12会場で開催、299人が受講しました。民生委員やヘルパー、ケアマネジャー、老人クラブ、消費者団体などを対象に、高齢者に身近な方が活動で生かせるよう、消費者被害の具体例や見守りのポイント、異変への「気づき」、おかしいと思った時の「声かけ」の仕方などを重点にすすめました。開催後アンケートでは8割の方が有意義だったと回答しており、県内各地に見守りの輪が広がっています。



10月6日 西大寺ふれあいセンター



7月1日 久米南町上鞆公民館



10月28日 新庄村中央公民館

### ◆差止請求訴訟の経過について◆

相手方 事業者	差止請求訴訟の内容	経過
株式会社インシップ  「中高年男性のスッキリしない悩みに」 「☑️早く降りたくてソワソワ」 「🌙 何度も…ソワソワ」	健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告表示のイラスト記述内容が、一般消費者に対し医薬品的な頻尿改善効能効果を表示し、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたると考え改善を求める文書を送りましたが、受取拒否されました。消費者に実際以上の効果を期待させる広告表示の差止めを求めて岡山地方裁判所で訴訟をしています。	2020年2月19日提訴 2022年3月1日(金) 第12回期日 弁論準備手続終了  次回：5月10日(火)10:30～ 弁論準備手続
株式会社 GRACE	健康食品(商品名：麴の贅沢生酵素 など)インターネット HP 販売の定期購入契約表示で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話が全くつながらず、電話が繋がりにくく連絡が取れないなどの事例が多数発生していました。消費者契約法、及び景品表示法に違反していると考え、契約解除条項使用等の差止を求め、訴訟を岡山地方裁判所に提訴しました。  また、同社は支払済商品代金の不当請求を行っており、差止を追加提訴しました。	2021年7月30日提訴 2022年4月13日(水) 第4回期日 口頭弁論期日終了  次回：6月22日(水)13:30～ 判決期日  不当勧誘行為差止・予防措置請求 2022年3月31日提訴

## 2021年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで1年以上あるのに高額な解約金を請求されたと情報提供があり、違約金が消契法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。その後複数回の質問書を発送、その他の情報を得て検討中。	対応検討 継続中
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額3000円(初回0円)まるっと全身脱毛を6ヶ月で」のHP広告を見て来店したところ3300円36回払い総額118800円の説明を受けたと情報提供があり、表示根拠資料の提供を求め質問書を送付。申入書送付し、改善回答があるも問題表示が残り、9/17再申入書を送付しました。	10/29改善検討中の連絡あり。 事業者回答待ち
県内 岩盤浴サービス M社 2020/11/16～	中途解約を申し出たら、高額違約金の請求を受けた事例。他、「解約は来店に限る、事業者の必要に応じて規約・規則が改訂できる」の規約が消契法に違反する疑いがあり、質問書を送付したところ、12月9日に改善するとの回答書が届きました。内容確認中。	改善内容確認 対応検討 継続中
(株)3PAC 2021/6/8～ 2022/1/12 終了	ダイエットサプリ販売で、「初回限定キャンペーン OFF 実施中! トクトクモニターコース Vieasel 単品価格:6458円」の表記の下に「送料無料540円(税込)」が上記単品価格より大きく表示され、あたかも一袋だけを540円購入可能との表記は優良誤認景表法違反と考え申入書を送付しました。該当ページが削除され、終了。	2022/1/12/ 終了連絡文送付
健康美人研究所(株) 2021/6/10～	ネットのシャンプー広告表示が、①販売実態のない価格を比較対象として表示し有利誤認表示に該当する。②解約方法が一般消費者に分かりづらく特商法に反する。③メールでの解約時に身分証の提示が必要とするのは、消契法に反すると申入れ、一部改善されました。しかし「定期購入なし」と表示しながら、2回目(まとめて3個配送合計約4万円)を購入しないと解約できない仕組みになっています。3月10日に再度、改善申入書(3)を送付しています。	事業者回答一部改善。 申入書(3)送付 事業者回答待ち
ゆーの(株) 2021/7/15～ 2021/9/17 終了	電気通信事業者「ノーモバイル」規約の「契約者の被害について一切責任を負いません」等の記載が消契法に違反と考え、改善申入書を送付しました。8/12改善回答があり交渉を終了しました。	9/17 終了連絡文送付
積水ハウス不動産 中国四国株式会社 2021/11/12～ 2022/4/12	賃貸借契約約款の中に、「賃料の支払いを2か月以上怠ったときに、通知催告を要せず賃貸借契約を解除することができる」旨の契約条項が使用されており、消契法10条に抵触していると考え、改善を求める申入書を送付し、約款が変更されました。	改善確認済 交渉終了
県内 配置薬訪問販売 K社 2022/1/12	石鹸・健康食品・置き薬を訪問販売し、高齢の消費者が断っているのに、石鹸や配置薬を顧客宅に強引に置いて帰り後日請求するとの情報提供がありました。特商法、消契法に抵触していると考え、1月12日に改善申入れを行い、1月17日回答が届きました。その後、3月末から4月に強引な勧誘行為が継続しているとの情報が消費者から寄せられ、対応を検討中です。	一旦改善内容確認。 再度の不法行為情報に対し、 再対応検討中
(株)グリーンハウス 2022/1/12～ 2022/3/22	「リング型LEDライト8インチ」の取扱説明に「機器の故障や損害について弊社では一切の責任を負いません」の記載があり改善申入れを行いました。3/22改善後の取扱い説明文を確認しました	改善確認済 交渉終了

※ 他、不用品回収サービス事業者 ADW株式会社(ウェブサイト KADODE: <https://kado-de.jp/>を運営)へ、景表法・消契法・特商法へ違反している疑いがあり、3/30申入書を送付しています。

### 抗弁の接続への戦い～その2

弁護士 河田 英正

県北のある地域の中古自動車販売会社の顧客らが次々とクレジット会社から立替金支払い請求の訴訟提起されてきた。車の販売契約とクレジット会社との立替払契約とは契約上は2つの独立した契約であり、例えば車が納車されていないとしても昭和57年当時はそのことをクレジット会社に対抗することはできなかった。

しかし、そのことは、顧客側の意識とはかけ離れていた。/立替払い契約は、販売店が保持している立替払い契約書に販売店において署名、押印し、販売代金も販売店に直接支払いをし、本件の場合はそのお金を販売店が集金してまとめてクレジット会社に納めていた。顧客にとっては、三面当事者の立替払い契約ではあっても、従前の販売店との2者間の直接取引と変わることのなかったのが実態であった。

車を購入しても車が届かない。でも、このことをクレジット業者には対抗できず、支払い続けなければならない。普通の感覚であれば、そのことのおかしさは当然であった。顧客にとってみれば、クレジット会社と販売店とは一体であって、クレジットによって販売実績をあげ、クレジット会社は手数料を稼ぐという共同利益体であった。そこで、車の販売契約を錯誤で無効、意思の合致がなく契約不成立などと契約の効力を争い、あるいは利益共同体としての不当利得だとか、権利の濫用だとか事案に応じて理論を重ねていた。同様の事案で消費者が勝訴する事案が全国的にも出てき始めていたころであった。私の同時に約20件ほど担当することになった本件事案においても、岡山簡易裁判所で権利濫用を認めてクレジット会社側の請求を棄却した判決が得られた。この貴重な判決を、すぐに他の事件においても有効な証拠として提出した。こうして、クレジット会社側を追い詰めていき、最終的には、20件あまりの中古車販売店をめぐる事件は、すべて勝訴的和解によって解決することができた。全国的に同様の事件において抗弁権の接続を実質的に認める判例の積み重ねと抗弁権の接続を認める法改正の実現をめざす消費者運動の盛り上がり背景にあったことが、本件事件の解決の大きな力となった。こうして、割賦販売法30条の4等の抗弁権の接続を認める法改正が昭和59年になされ、同年12月1日から施行された。まずは、おかしいという感覚を大切に、理論を構築しながら、法改正までに至ったという消費者運動の成果と言える出来事であった。

### 第15回通常総会開催について

日頃より消費者ネットおかやまの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
特定非営利活動法人消費者ネットおかやまは、定款第21条により、第15回通常総会を下記の要領にて開催いたします。

1. 日 時 2022年6月4日(土) 13:30~14:30(予定) (受付 13:00~)
2. 場 所 オルガホール 岡山市北区奉還町 1-7-7 (岡山駅から徒歩6分)
3. 総会の主たる審議事項
  - 第1号議案 2021年度事業報告承認の件
  - 第2号議案 2021年度決算承認の件
  - 報告事項 2022年度事業計画 2022年度活動予算書
  - 第3号議案 役員補充選任の件  
※補充選任する役員は、団体推薦枠の監事1名です。
  - 第4号議案 定款の一部変更の件